

答申第32号  
平成27年6月3日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門 殿

徳島県個人情報保護審査会  
会長 大道晋

住民基本台帳法施行条例の一部改正について（答申）

平成27年4月20日付け市第131号で諮問がありましたのことについて、別添のとおり答申します。

(別添)

## 第1 住基ネットにおける本人確認情報の利用又は提供をすることができる事務として条例で定めることについて

今回の案件は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の8第1項第2号及び第2項の規定に基づく「独自利用事務」を定める上で、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）で知事が保有する本人確認情報の利用又は知事以外の執行機関への提供を可能とすることにより、「住民サービスの向上」及び「行政事務の効率化」を図ろうとするものである。

独自利用事務として条例で定める18項目の事務について、県に説明を求めた結果は、次のとおりである。

地方税の賦課徴収等に関する事務、採石業者の登録に関する事務、砂利採取業者の登録に関する事務及び地方法人特別税の賦課徴収等に関する事務については、事務処理の際に必要な書類として、住民票の写しの提出を求めていたものであるが、住基ネットで本人確認を行うことにより、住民票の写しの提出を省略しようとするものである。

また、徳島県吏員恩給条例による年金の支給に関する事務、非常勤職員に対する公務災害補償等に関する事務及び徳島県心身障害者扶養共済制度条例による年金の支給に関する事務については、住民票の写しの提出を省略することに加え、住基ネットで受給者等の現況確認を行うことにより、給付の請求漏れや過払いの防止を図ろうとするものである。

さらに、災害時における県民の安否確認等に関する事務については、南海トラフ巨大地震などの災害発生時において、市町村役場が被災し、住民の安否確認を行うための基礎資料となる住民基本台帳が利用できなくなったなどの場合に、県が保有する本人確認情報を市町村に提供することにより、円滑な被災者の支援活動等を可能にするものである。

これらの事務は、住基ネットで本人確認等を行うことにより、住民の利便性や行政サービスの質の向上などの効果が見込まれるものである。

その他の事務については、現在、職務上住民に対して調査を行うことができる権限が法律又は条例で付与されている事務若しくは法第12条の2第1項に規定される「法令で定める事務」に該当する事務として、県民の転居先等を市町村から公用請求で住民票を取得して確認しているものを住基ネットの利用に置き換えることで、県及び市町村で発生している事務量や経費を削減することが可能となるなど、行政事務の効率化の効果が見込まれるものである。

## 第2 住基ネットにおけるセキュリティ対策について

諮問のあった事務を独自利用事務の対象とすることにより、本人確認情報を閲覧するために住基ネット業務端末を利用する職員（以下「操作者」という。）の範囲が拡大するとともに、利用件数が年間約1万件増加することが見込まれることから、システム上のセキュリティ確保及び本人確認情報の保護対策が必要となる。このことについて、県に説明を求めた結果は、次のとおりである。

住基ネットは、情報の保有及び利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のため、様々な技術面での措置が講じられており、平成14年8月5日に稼働した後、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は発生していない。

さらに、県における運用面での対策については、「徳島県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ要綱」に基づき、本人確認情報の漏えいなどの事故を防止するため、定期的な職員研修、入退室管理、操作者の権限の付与及び端末の操作記録の保存を厳格に行うなどの対策を講じている。

これらの結果、現在利用している「法定利用事務」に係る年間約1万6千件の利用に対し、これまで問題は発生しておらず、現時点において必要なセキュリティの確保及び本人確認情報の保護が図られているものと考えられる。

また、平成20年3月6日、住基ネットに関する訴訟において、最高裁は、住基ネットの技術上・法制度上の安全性を認め、個人情報が漏えいする具体的な危険はない旨の判決が出されており、司法においても住基ネットの安全性が認められている。

## 第3 結論

以上のことから、これらの事務を独自利用事務として条例で定めることについては、適当であると認められる。

なお、今後操作者の範囲が拡大し、利用件数が増加することから、操作者の本人確認情報の保護に対する意識向上が求められる。そのため、操作者に対する操作方法やコンプライアンス等の研修を行うなど、一層のセキュリティ確保に努めるとともに、これらの事務において手続が簡略化されることについては、住民への周知を図る必要がある。

## 徳島県個人情報保護審査会審議経過

回	開催年日	内容
第71回	平成27年4月22日	諮問 審議
第72回	平成27年6月3日	審議

## 徳島県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	職業等	備考
井関 佳穂理	公認会計士	
大道 晋	弁護士	会長
鈴木 亜佐美	弁護士	会長職務代理者
南波 浩史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松永 満佐子	四国大学短期大学部教授	

(五十音順)